

令和6年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内
こども発達センター療育支援専門員（言語聴覚士）

1 採用職種，採用予定人数，職務内容及び勤務地

採用職種	療育支援専門員（言語聴覚士）
採用予定人数	1人
職務内容	乳幼児の言語発達の遅れ・吃音・構音障害・聴覚障害等に関する評価，保護者への助言，個別指導等
勤務地	ウェルネス柏（柏市柏下65番地1） こども発達センター

2 任期

任用（採用）開始日から令和7年3月31日まで

- ※1 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合，15日に達する日まで）を条件付採用期間とし，勤務成績が良好ではない場合，当該期間内に免職となります。
- ※2 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに，新たな職が設置され，客観的な能力の実証を経て採用を決定するため，翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：2,090円

※要件に該当する場合，通勤費のほか，時間外勤務，休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に，6月と12月の年2回，各1.225月分（令和6年4月に新規採用された場合の6月分は，0.3675月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

(3) 勤務時間

ア 勤務時間 1日当たり7時間（時間外勤務：無）
（午前9時から午後5時まで，休憩時間：60分）

イ 勤務日 1週間当たり2日・1日のいずれか。月曜日から金曜日までのうち，勤務表で定める日

ウ 休日 日曜日・土曜日・祝日・年末年始

(5) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合）及び特別休暇（夏季休暇，忌引等）を付与する。年次有給休暇の付与日数は勤務条件（勤務日数）による。

(6) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務，職務専念義務等）が適用される。

(7) 社会保険・雇用保険・労災保険

- ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 無
- イ 雇用保険の適用 無
- ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 有

4 受験（応募）資格

- (1) 言語聴覚士法に基づく言語聴覚士の免許を受けていること。
- (2) 小児の言語発達の遅れ・構音障害・吃音・聴覚障害等に係る相談・療育の業務経験及び専門的な知見を有していること。
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
イ 柏市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

※ 年齢要件は、定めないものとする。

5 選考試験の実施日、実施場所、試験種目及び試験内容

試験日	随時	詳細は、受験申込者に別途通知する。
試験場所	ウェルネス柏	別途通知する。
試験種目・試験内容	書類審査	選考申込書に基づき、採用する職に係る専門的な知識経験等の有無について審査する。
	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について、人物面から審査する。

6 申込（応募）方法

- (1) 提出書類
 - ア 柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書
 - イ 言語聴覚士免許証の写し
- (2) 申込受付期間
随時（郵送可）
- (3) 申込先
柏市こども部こども発達センター 相談支援（個別）担当 岩堀，針替
〒277-0004 柏市柏下65番地1 ウェルネス柏内
電話 04-7128-2223

7 合格の決定及び採用

- (1) 合格の通知
選考後15日以内に決定し、選考受験者に通知する。
- (2) 採用時期
合格者に通知の後、就労の意思確認をしたうえで決定する。
- (3) 採用（合格）の取消し
4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合、採用（合格）を取り消すものとする。